

平成30年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、特別支援学校教諭二種免許状を取得するのに必要な単位を修得させるとともに、教育職員の資質の向上を図る。

2 主催

和歌山県教育委員会

3 講習の種類、期間、会場及び時間配当

※各講座、課程上の位置づけ、講師名等は別紙1参照のこと。

講座Ⅰ 開設科目：「視覚障害児の教育課程・指導法」

講習期間：平成30年7月24日（火）及び同月25日（水）

会場名：~~和歌山県立和歌山音楽学校~~ ⇒

和歌山ビッグ愛9階会議室A

住所：~~和歌山市府中949-23~~ 【変更】

和歌山市手平2丁目1-2

日程	第1限 9:40～10:45 10:00	休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
7/24 (火)	説明 講義①		講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第1・2限 9:20～10:50	休憩	第3・4限 11:00～12:30	昼食	第5・6限 13:30～15:00	休憩	第7・8限 15:10～16:40
7/25 (水)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

講座Ⅱ 開設科目：「肢体不自由教育総論」

講習期間：平成30年7月28日（土）及び同月29日（日）

会場名：和歌山県日赤会館（大会議室）

住所：和歌山市吹上2丁目1番22号

日程	第1限 9:40～10:45 10:00	休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
7/28 (土)	説明 講義①		講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第1・2限 9:20～10:50	休憩	第3・4限 11:00～12:30	昼食	第5・6限 13:30～15:00	休憩	第7・8限 15:10～16:40
7/29 (日)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

講座Ⅲ 開設科目：「病弱教育総論」

講習期間：平成30年7月31日（火）及び8月1日（水）

会場名：県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛（1201号室）

住所：和歌山市手平2丁目1-2

日程	第1限 9:40～10:45 10:00	休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
7/31 (火)	説明 講義①		講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第1・2限 9:20～10:50	休憩	第3・4限 11:00～12:30	昼食	第5・6限 13:30～15:00	休憩	第7・8限 15:10～16:40
8/1 (水)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

講座Ⅳ 開設科目：「聴覚障害児の教育課程・指導法」

講習期間：平成30年8月6日（月）及び同月7日（火）

会場名：和歌山県立和歌山ろう学校 ⇒

住所：和歌山市砂山南3-1-73【変更】

和歌山市南コミュニティセンター (活動室大) 和歌山市紀三井寺856番地
--

日程	第1限 9:40～10:45 10:00	休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
8/6 (月)	説明 講義①		講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第1・2限 9:20～10:50	休憩	第3・4限 11:00～12:30	昼食	第5・6限 13:30～15:00	休憩	第7・8限 15:10～16:40
8/7 (火)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

講座Ⅴ 開設科目：「LD等教育総論」

講習期間：平成30年8月8日（水）及び同月9日（木）

会場名：県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛（1201号室）

住所：和歌山市手平2丁目1-2

日程	第1限 9:40～10:45 10:00	休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
8/8 (水)	説明 講義①		講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第1・2限 9:20～10:50	休憩	第3・4限 11:00～12:30	昼食	第5・6限 13:30～15:00	休憩	第7・8限 15:10～16:40
8/9 (木)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

(注) 上記日程内の講義①～講義⑮は、45分を1hとした講座時間数である。

4 受講者の資格及び決定

特別支援学校、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室に勤務し、又は将来勤務しようとする教員で、特別支援学校教諭免許状を有しない者とする。ただし、定員を超える場合は、既に修得している単位数、在職経験年数等を考慮し県教育委員会が受講者を決定する。

5 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は受講者の負担とする。

6 申込手続等

(1) 提出書類

「平成30年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書」(別記第1号様式)

(2) 提出先

ア 市町村立(学校組合立を含む。以下同じ。)学校勤務者は、学校長から当該市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は管内の申込者を取りまとめ、(県)学校教育局県立学校教育課特別支援教育室長(以下「(県)特別支援教育室長」という。)宛て提出すること。

イ 県立、国立及び私立学校等勤務者は、学校長から(県)特別支援教育室長宛て提出すること。

(3) 提出期限

平成30年6月15日(金)必着

(4) 受講申込みの取消し

受講申込み後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「平成30年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講辞退届」(別記第2号様式)を(2)の提出先に示す手続に基づき提出すること。

7 受講許可等の通知

(1) 市町村立学校勤務者については、各市町村教育委員会を通じて、(県)特別支援教育室長から学校長に通知する。

(2) 県立、国立及び私立学校等勤務者については、(県)特別支援教育室長から学校長に通知する。

8 単位の授与

各科目とも1単位である。講義時間の5分の4以上出席し、試験又は論文等による成績審査に合格した者に単位を授与する。

9 その他

(1) 公立学校教員の服務上の取扱いについては、この講習の受講に際して教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項の規定により職務に専念する義務を免除されることができ、出勤簿上の取扱いについても義務免扱いとする。

(2) 警報発令等に伴う講座の取扱いについては、受講許可の通知の際に行う。また、講義場所等の変更の連絡がある場合も、同通知内に記載する。

(3) 受講に当たっては、教員としての品位を保ち、講師及び会場の職員に対しては礼節をもって接すること。

(4) 平成19年4月1日の教育職員免許法の改正により、従前の盲、聾(ろう)、養護学校教諭免許状が特別支援学校教諭免許状に一元化され、本県では新たな制度に基づく講座開設を行ってきた。受講者は、別紙1及び別紙2を参照の上、各自の単位修得状況を確認の上、受講申込を行うこと。

(5) 免許法認定講習単位修得証明書の再交付を願出する場合は、教育職員免許法認定講習単位修得証明書再交付願(別記第3号様式)に必要事項を記入の上、(県)特別支援教育室長宛て申請すること。

※提出書類等

- ① 教育職員免許法認定講習単位修得証明書再交付願（別記第3号様式）
- ② 手数料（410円分の和歌山県収入証紙を①の交付願に添付）
- ③ 証明書返信用封筒・切手

※留意事項

- ・和歌山県収入証紙の購入が困難な場合は、必要手数料分の郵便為替（無記名のもの）を用意すること。また、手数料は必要金額を過不足なく用意すること。
- ・証明書返信用封筒、切手は定型封筒とし、返送先の住所氏名を記入し、82円分の切手を貼り付けたものを用意すること。